

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年5月13日

**【四半期会計期間】** 第15期第1四半期(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

**【会社名】** 楽天株式会社

**【英訳名】** Rakuten, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩 史

**【本店の所在の場所】** 東京都品川区東品川4丁目12番3号

**【電話番号】** (03) 6387-1111 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役 常務執行役員 最高財務責任者 高 山 健

**【最寄りの連絡場所】** 東京都品川区東品川4丁目12番3号

**【電話番号】** (03) 6387-0555

**【事務連絡者氏名】** 取締役 常務執行役員 最高財務責任者 高 山 健

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第14期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第15期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第14期
会計期間		自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日	自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日	自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日
売上高	(百万円)	79,192	86,921	346,144
経常利益	(百万円)	12,640	13,870	62,301
四半期(当期)純利益	(百万円)	6,820	6,914	34,956
純資産額	(百万円)	229,261	254,921	249,233
総資産額	(百万円)	1,853,325	1,983,900	1,949,516
1株当たり純資産額	(円)	16,195.87	18,581.68	18,160.62
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	520.73	526.91	2,666.28
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	518.71	525.58	2,657.43
自己資本比率	(%)	11.4	12.3	12.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,953	7,278	30,304
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,512	3,170	60,538
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	48,243	69,951	27,609
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	145,485	181,673	100,736
従業員数	(名)	6,004	7,022	7,119

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 期中の平均株式数については日割りにより算出しております。

3 従業員数には、使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトを含んでおりません。

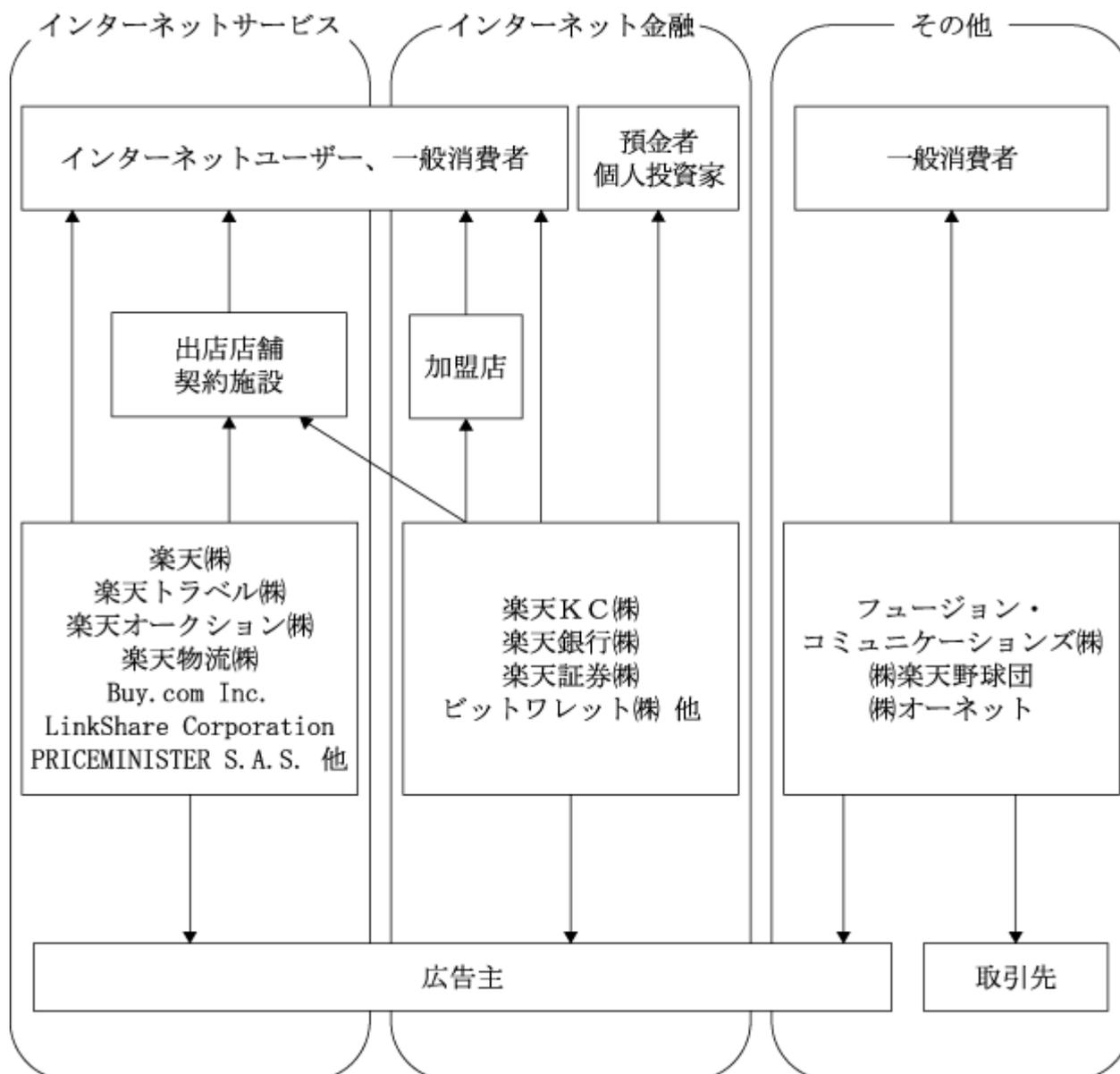
## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントを変更しております。変更内容の詳細については、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

また、重要な関係会社の異動は、「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

事業の系統図は次のとおりであります。



### 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における、重要な関係会社の異動は以下のとおりです。

#### (1) 異動

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な 事業の内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)	関係内容	摘要
(連結子会社) Rakuten Travel USA, Inc.	米国	0.01米ドル	インターネット サービス	100.0 (100.0)		

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2 議決権の所有又は被所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

#### (2) 除外

イーマネー・マーケティング・ユナイテッド有限責任事業組合は、平成23年3月30日に清算終了により関係会社に該当しなくなりました。

### 4 【従業員の状況】

#### (1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	7,022
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトを含んでおりません。

#### (2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	2,940
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトを含んでおりません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社グループは、インターネット上での各種サービスの提供を主たる事業としており、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

#### (2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比 (%)
インターネットサービス	48,435	-
インターネット金融	36,042	-
その他	7,342	-
調整額	4,899	-
合計	86,921	-

(注) 1 調整額は、主にグループ内取引の消去額であります。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において新たに発生した事業等のリスクは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

なお、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

#### 東日本大震災による影響

当社グループの主要な営業所は、東京都を中心として、宮城県、大阪府、福岡県及びその他の地域に所在しており、また日本全国の取引先及び顧客との取引を行っております。東日本大震災による平成23年3月11日以降の当社グループの直接的な損失については、当第1四半期連結会計期間における災害による損失として既に計上しております。

しかしながら、震災で被害を受けた一部の発電所における稼働停止による電力供給量の低下及び原子力発電所における事故については、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性を残しています。特に、夏場に向けた電力需要の増大に伴い、首都圏を中心に電力供給の逼迫が予想されており、当社グループでは節電のための様々な取組や事業計画の見直しを行い、また事業継続計画の精緻化を推進する等、様々な対策及び準備を講じておりますが、震災に伴う事業環境の悪化及び新たな二次災害等の発生による影響を完全に防止できる保証はなく、これらにより正常な事業運営が継続できない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性や、事業の継続自体が不可能となる可能性があります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

##### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日～平成23年3月31日）における我が国経済は、好調なアジア向け輸出等に支えられ、持ち直してきたものの、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、回復に向けた動きは一時的な鈍化を余儀無くされました。先行きについても、電力供給の制約等により景気が下押しされるリスクがありますが、諸問題が解決されるに従い、我が国経済も浮揚していくと考えられます。他方、今次の震災を通じて、情報収集、コミュニケーションのツールとしてのインターネットの重要性に加え、必要な商品を適時に購入・調達することが可能なインターネットショッピングの強みが再確認されました。当社グループにおける流通総額も早期の回復を示しており、所謂リアルからインターネットへの消費者購買行動のシフトが生じる中で、インターネット関連事業は、今後も堅調に成長していくと考えられます。

こうした環境下、当第1四半期連結会計期間の当社グループは、引き続き、ユーザーの満足度向上及びグループ内シナジーの実現を目指し、スマートフォン向けサービスの拡充、ポイントを梃子にしたマーケティング戦略の実行等、様々な取組を展開しました。前連結会計年度より加速化させている国際展開については、当社グループが培ってきたノウハウや成功事例に基づく現地戦略の遂行、クロスボーダー・ショッピングの展開等、海外子会社における成長の礎を着実に固めております。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間における売上高は、震災の一時的な影響を受けたものの堅調に成長し、86,921万円（前年同四半期比9.8%増）となり、営業利益は14,074百万円（前年同四半期比8.4%増）、経常利益は13,870百万円（前年同四半期比9.7%増）となりました。四半期純利益は、震災に伴う災害損失等の特別損失を4,441百万円計上したものの、6,914百万円（前年同四半期比1.4%増）となりました。

各セグメントにおける業績は次のとおりです。

##### (インターネットサービス)

当第1四半期連結会計期間のインターネットサービスセグメントは、主力サービスの『楽天市場』において、ユーザーの利便性を高めるためのトップページのレイアウト変更を実施したほか、スマートフォン向け及びソーシャル・メディアを活用したサービスも積極的に展開しました。これらの戦略的取組が奏功した結果、被災地における配送遅れや消費者の購買自粛による影響があったものの、ユニーク購入者数・注文件数は共に堅調に推移し、国内E C流通総額は前年同四半期比13.3%増となり、引き続き高い成長を維持しました。また、同様に震災の影響により一部の予約のキャンセル等が発生したトラベルサービスにおいても、ダイナミックパッケージの商品拡充等が奏功し、予約流通総額は前年同四半期比13.8%増となりました。海外E Cについては、米国子会社Buy.com Inc.の日本向け販売の開始や、インドネシアにおける合併事業立上げ準備を進める等、国際展開が着実に進捗しております。

これらの結果、インターネットサービスセグメントにおける売上高は48,435百万円と順調に増加しました。セグメント利益については、12,654百万円となりました。

##### (インターネット金融)

当第1四半期連結会計期間のインターネット金融セグメントは、クレジットカード関連サービスにおいて『楽天市場』からの『楽天カード』会員申込数が堅調に伸長したことに伴い、ショッピング取扱高が拡大し、ショッピングリボ残高が順調に積み上がり手数料収入が増加しました。銀行サービスにおいても、楽天会員に対する効果的なマーケティング活動が奏功し、ローン残高が堅調に増加したことにより貸出金利息収益が増加しました。また、証券サービスにおいては、トレーディングツールの利便性向上を図ったほか、国内株式市況の変動に伴い売買代金が高水準で推移したことにより、委託手数料収入及び営業利益が大きく増加しました。

これらの結果、インターネット金融セグメントにおける売上高は36,042百万円となりました。セグメント利益については、3,661百万円となりました。

##### (その他)

当第1四半期連結会計期間のその他セグメントは、IP電話サービスにおいて、クラウドテレフォニー等の新サービスの提供を開始したほか、固定費削減施策の推進、他の通信業者との相互接続料における遡及精算の発生等により、営業利益は過去最高益を達成しました。他方、プロ野球開幕の延期に伴い当第1四半期連結会計期間に公式試合が開催されず、同関連の売上が減少しました。

これらの結果、その他セグメントにおける売上高は7,342百万円、セグメント損失は517百万円となりました。

## (2) 財政状態の分析

### (資産)

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は1,983,900百万円(前連結会計年度末は1,949,516百万円)となり、前連結会計年度末に比べ34,383百万円増加いたしました。これは主に、譲渡性預金等の有価証券が61,089百万円増加した一方で、コールローン等を含む流動資産のその他が17,883百万円、証券業における信用取引資産が12,068百万円減少したことによるものです。

### (負債)

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は1,728,978百万円(前連結会計年度末は1,700,282百万円)となり、前連結会計年度末に比べ28,695百万円増加いたしました。これは主に、短期借入金が49,472百万円増加した一方で、証券業における信用取引負債が14,705百万円、未払法人税等が10,457百万円減少したことによるものです。

### (純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は254,921百万円(前連結会計年度末は249,233百万円)となり、前連結会計年度末に比べ5,687百万円増加いたしました。これは主に、当第1四半期連結会計期間における四半期純利益が6,914百万円となったこと等により、株主資本が4,375百万円増加したことによるものです。

## (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益9,429百万円を計上したことによる資金流入(前年同四半期は12,028百万円の資金流入)及び割賦売掛金の純減による資金流入額が8,222百万円(前年同四半期は12,338百万円の資金流出)となりました。一方、銀行業における貸出金の純増による資金流出額が9,554百万円(前年同四半期は3,814百万円の資金流出)となりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは7,278百万円の資金流入(前年同四半期は4,953百万円の資金流出)となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、銀行業における有価証券の取得による資金流出額が77,474百万円(前年同四半期は104,826百万円の資金流出)となり、銀行業における有価証券の売却及び償還による資金流入額が89,573百万円(前年同四半期は92,696百万円の資金流入)となりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは3,170百万円の資金流入(前年同四半期は1,512百万円の資金流出)となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、コマーシャル・ペーパーの純減による資金流出額が5,800百万円(前年同四半期は16,900百万円の資金流入)となりました。一方、長期借入れによる資金流入額が54,150百万円(前年同四半期は15,800百万円の資金流入)となりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは69,951百万円の資金流入(前年同四半期は48,243百万円の資金流入)となりました。

これらにより、当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の額は、前連結会計年度末に比べ80,936百万円増加し、181,673百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当社グループの研究開発活動は、開発業務への貢献を目的とし、個々の事業とは別に行っております。なお、研究開発活動の状況については前連結会計年度より重要な変更はありません。

当第1四半期連結会計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は110百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,418,000
計	39,418,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,186,799	13,187,707	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株制度を採用 していません。
計	13,186,799	13,187,707	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年5月1日から当四半期報告書提出日までの新株引受権及び新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

株主総会の特別決議（平成15年3月27日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)	
新株予約権の数	2,339個	194個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	1,199個	123個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	23,390株	1,940株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 19,300円	1株当たり 27,500円
新株予約権の行使期間	平成19年3月28日から平成25年3月26日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 19,300円 資本組入額 9,650円	発行価格 27,500円 資本組入額 13,750円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例と認めた場合はこの限りではない。 その他の条件は、新株予約権は発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の相続及び質入その他一切の処分は認められないものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	

(注) 1 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとします。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 2 未消却分を含めた残数を開示しております。
- 3 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社（以下、「承継会社」という。）に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとします。
  - 1) 目的たる株式の種類  
当社普通株式と同種の承継会社株式
  - 2) 目的たる株式の数  
新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数（以下、「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り上げる。
  - 3) 行使価格  
新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。

- 4) 行使期間  
本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
- 5) 行使の条件  
本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- 6) 消却の事由及び条件  
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
- 7) 譲渡制限  
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

株主総会の特別決議（平成16年3月30日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	3,573個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	1,413個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	35,730株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 75,500円
新株予約権の行使期間	平成20年3月31日から平成26年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75,500円 資本組入額 37,750円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例と認めた場合はこの限りではない。 その他の条件は、新株予約権は発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の相続及び質入その他一切の処分は認められないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注) 1 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとします。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 未消却分を含めた残数を開示しております。

3 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社（以下、「承継会社」という。）に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとします。

1) 目的たる株式の種類

当社普通株式と同種の承継会社株式

2) 目的たる株式の数

新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数（以下、「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り上げる。

3) 行使価格

新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。

- 4) 行使期間  
本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
- 5) 行使の条件  
本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- 6) 消却の事由及び条件  
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
- 7) 譲渡制限  
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

株主総会の特別決議（平成17年3月30日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)	
新株予約権の数	54,410個	2,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	15,750個	- 個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	54,410株	2,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 91,300円	1株当たり 103,848円
新株予約権の行使期間	平成21年3月31日から平成27年3月29日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 91,300円 資本組入額 45,650円	発行価格 103,848円 資本組入額 51,924円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例と認めた場合はこの限りではない。 その他の条件は、新株予約権は発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の相続及び質入その他一切の処分は認められないものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	

(注) 1 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとします。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 未消却分を含めた残数を開示しております。

3 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社（以下、「承継会社」という。）に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとします。

1) 目的たる株式の種類

当社普通株式と同種の承継会社株式

2) 目的たる株式の数

新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数（以下、「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り上げる。

3) 行使価格

新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。

- 4) 行使期間  
本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
- 5) 行使の条件  
本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- 6) 消却の事由及び条件  
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
- 7) 譲渡制限  
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

株主総会の特別決議（平成18年3月30日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)	
新株予約権の数	30,000個	13,567個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	8,300個	2,260個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	30,000株	13,567株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 101,000円	1株当たり 55,900円
新株予約権の行使期間	平成22年3月31日から平成28年3月29日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 101,000円 資本組入額 50,500円	発行価格 85,300円 資本組入額 42,650円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例と認めた場合はこの限りではない。 その他の条件は、新株予約権は発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の相続及び質入その他一切の処分は認められないものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	

(注) 1 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとします。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 未消却分を含めた残数を開示しております。

3 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社（以下、「承継会社」という。）に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとします。

1) 目的たる株式の種類

当社普通株式と同種の承継会社株式

2) 目的たる株式の数

新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数（以下、「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り上げる。

3) 行使価格

新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。

- 4) 行使期間  
本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
- 5) 行使の条件  
本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- 6) 消却の事由及び条件  
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
- 7) 譲渡制限  
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

株主総会の特別決議（平成20年3月27日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	33,050個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	3,962個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	33,050個
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 56,300円
新株予約権の行使期間	平成24年3月28日から平成30年3月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 84,075円 資本組入額 42,037円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例と認めた場合はこの限りではない。 その他の条件は、新株予約権は発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の相続及び質入その他一切の処分は認められないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注) 1 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとします。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 未消却分を含めた残数を開示しております。

3 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社（以下、「承継会社」という。）に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとします。

1) 目的たる株式の種類

当社普通株式と同種の承継会社株式

2) 目的たる株式の数

新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数（以下、「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り上げる。

3) 行使価格

新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。

- 4) 行使期間  
本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
- 5) 行使の条件  
本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- 6) 消却の事由及び条件  
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
- 7) 譲渡制限  
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

株主総会の特別決議（平成21年3月27日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	11,989個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	978個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	11,989株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 70,695円
新株予約権の行使期間	平成25年3月28日から平成31年3月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 102,878円 資本組入額 51,439円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例と認めた場合はこの限りではない。 その他の条件は、新株予約権は発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の相続及び質入その他一切の処分は認められないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注) 1 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとします。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 2 未消却分を含めた残数を開示しております。
- 3 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社（以下、「承継会社」という。）に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとします。
  - 1) 目的たる株式の種類  
当社普通株式と同種の承継会社株式
  - 2) 目的たる株式の数  
新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数（以下、「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り上げる。
  - 3) 行使価格  
新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。

- 4) 行使期間  
本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
- 5) 行使の条件  
本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- 6) 消却の事由及び条件  
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
- 7) 譲渡制限  
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプションの新株発行予定残数等は次のとおりであります。  
 株主総会の特別決議（平成14年3月28日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,957株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 11,000円
新株予約権の行使期間	平成18年3月29日から 平成24年3月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 11,000円 資本組入額 5,500円
新株予約権の行使の条件	新株引受権の付与対象者が当社の取締役または従業員としての地位のいずれをも喪失した場合には、諸般の事情を考慮のうえ、取締役会が特例として承認した場合を除き、新株引受権を喪失する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の売却、担保権設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日 (注)	5,102	13,186,799	42	107,821	42	75,358

(注) 新株予約権及び新株引受権の権利行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

- 1 当第1四半期会計期間において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー (Baillie Gifford & Co) 及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited) から平成22年1月20日付で提出された大量保有報告書及び平成23年1月6日付で提出された変更報告書により、平成22年12月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書及び変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー (Baillie Gifford & Co)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	103,124	0.78
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	842,709	6.39
計	-	945,833	7.18

- 2 当第1四半期会計期間において、フィデリティ投信(株)及びその共同保有者であるエフエムアール エルエルシー (FMR LLC) から平成20年9月22日付で提出された大量保有報告書及び平成23年2月4日付で提出された変更報告書により、平成23年1月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書及び変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信(株)	東京都港区虎ノ門4丁目3-1 城山トラストタワー	185,657	1.41
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	米国 02109 マサチューセッツ州ボストン、デヴォンシャー・ストリート82	602,319	4.57
計	-	787,976	5.98

- 3 当第1四半期会計期間において、オービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド (Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited) 及びその共同保有者であるオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Orbis Investment Management Limited) から平成23年2月18日付で提出された大量保有報告書及び平成23年2月22日付で提出された訂正報告書により、平成23年2月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書及びその訂正報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
オービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド (Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited)	バミューダHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス	252,577	1.92
オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Orbis Investment Management Limited)	バミューダHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス	478,155	3.63
計	-	730,732	5.54

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 60,079	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,121,618	13,121,618	-
発行済株式総数	13,181,697	-	-
総株主の議決権	-	13,121,618	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 楽天(株)	東京都品川区東品川4丁目 12番3号	60,079	-	60,079	0.46
計	-	60,079	-	60,079	0.46

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	76,800	78,000	79,200
最低(円)	65,800	70,500	61,300

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	98,473	72,866
受取手形及び売掛金	39,733	45,353
割賦売掛金	92,686	100,908
信用保証割賦売掛金	<sup>2</sup> 2,390	<sup>2</sup> 2,465
資産流動化受益債権	51,132	66,601
証券業における預託金	226,578	223,113
証券業における信用取引資産	114,711	126,779
営業貸付金	156,795	156,949
有価証券	96,600	35,510
銀行業における有価証券	<sup>3</sup> 526,279	<sup>3</sup> 535,087
銀行業における貸出金	135,435	125,880
繰延税金資産	13,804	13,340
その他	133,702	151,586
貸倒引当金	27,399	27,011
流動資産合計	1,660,925	1,629,432
固定資産		
有形固定資産	<sup>1</sup> 23,473	<sup>1</sup> 21,890
無形固定資産		
のれん	127,473	127,455
その他	55,886	54,040
無形固定資産合計	183,359	181,496
投資その他の資産		
投資有価証券	66,019	67,834
繰延税金資産	26,839	25,458
その他	28,329	26,453
貸倒引当金	5,047	3,049
投資その他の資産合計	116,141	116,697
固定資産合計	322,974	320,084
資産合計	1,983,900	1,949,516

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	28,729	36,835
信用保証買掛金	<sup>2</sup> 2,390	<sup>2</sup> 2,466
コマーシャル・ペーパー	44,200	50,000
短期借入金	229,911	180,439
銀行業における預金	707,521	713,272
1年内償還予定の社債	4,800	4,800
未払法人税等	7,132	17,590
繰延税金負債	453	2,716
証券業における預り金	152,906	145,973
証券業における信用取引負債	40,622	55,328
証券業における受入保証金	77,094	77,772
証券業における有価証券担保借入金	28,092	32,775
引当金	<sup>2</sup> 17,744	<sup>2</sup> 15,685
その他	<sup>4</sup> 200,493	<sup>4</sup> 208,103
流動負債合計	1,542,094	1,543,759
固定負債		
社債	5,153	5,553
長期借入金	157,446	127,482
繰延税金負債	4,870	4,693
利息返還損失引当金	8,874	10,175
その他の引当金	400	393
その他	8,151	6,246
固定負債合計	184,896	154,545
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	1,974	1,964
商品取引責任準備金	12	12
特別法上の準備金合計	1,987	1,977
負債合計	1,728,978	1,700,282

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	107,821	107,779
資本剰余金	119,893	119,850
利益剰余金	17,474	13,183
自己株式	3,625	3,625
株主資本合計	241,563	237,187
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,878	6,000
繰延ヘッジ損益	156	198
為替換算調整勘定	2,368	4,693
評価・換算差額等合計	2,353	1,108
新株予約権	1,022	957
少数株主持分	9,982	9,979
純資産合計	254,921	249,233
負債純資産合計	1,983,900	1,949,516

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	79,192	86,921
売上原価	17,826	17,963
売上総利益	61,365	68,957
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 48,378	<sup>1</sup> 54,882
営業利益	12,986	14,074
営業外収益		
受取利息	31	11
受取配当金	14	15
持分法による投資利益	194	108
その他	174	209
営業外収益合計	414	344
営業外費用		
支払利息	408	366
支払手数料	17	15
為替差損	50	63
その他	283	102
営業外費用合計	760	548
経常利益	12,640	13,870
特別利益		
その他	2	-
特別利益合計	2	-
特別損失		
減損損失	111	-
災害による損失	-	<sup>2</sup> 1,260
貸倒損失	-	<sup>3</sup> 2,260
商号変更関連費用	183	-
その他	319	921
特別損失合計	614	4,441
税金等調整前四半期純利益	12,028	9,429
法人税、住民税及び事業税	5,272	5,930
法人税等調整額	555	3,836
法人税等合計	4,716	2,093
少数株主損益調整前四半期純利益	-	7,335
少数株主利益	491	421
四半期純利益	6,820	6,914

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	12,028	9,429
減価償却費	3,822	4,118
のれん償却額	1,655	1,910
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,836	2,379
利息返還損失引当金の増減額（は減少）	996	1,301
銀行業における有価証券評価損益（は益）	920	584
銀行業における有価証券売却損益（は益）	8	-
その他の損益（は益）	104	196
売上債権の増減額（は増加）	1,500	5,747
割賦売掛金の増減額（は増加）	12,338	8,222
資産流動化受益債権の増減額（は増加）	14,023	15,468
営業貸付金の増減額（は増加）	6,627	153
仕入債務の増減額（は減少）	3,818	8,166
未払金及び未払費用の増減額（は減少）	4,383	-
前受金の増減額（は減少）	2,320	-
銀行業における預金の増減額（は減少）	4,828	5,750
銀行業におけるコールローンの純増減額（は増加）	16,000	14,000
銀行業における貸出金の増減額（は増加）	3,814	9,554
証券業における営業債権の増減額（は増加）	11,947	17,157
証券業における営業債務の増減額（は減少）	2,650	8,450
証券業における有価証券担保借入金の増減額（は減少）	9,826	4,682
その他	170	18,383
小計	8,571	22,684
法人税等の支払額	12,245	16,215
その他	1,279	808
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,953</b>	<b>7,278</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
銀行業における有価証券の取得による支出	104,826	77,474
銀行業における有価証券の売却及び償還による収入	92,696	89,573
投資有価証券の買取請求に伴う一部弁済による入金額	8,875	-
子会社株式の取得による支出	588	273
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	7,038	-
有形固定資産の取得による支出	1,040	1,083
無形固定資産の取得による支出	3,484	3,672
その他の支出	616	4,166
その他の収入	284	187
利息及び配当金の受取額	150	78
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,512</b>	<b>3,170</b>

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	46,276	49,790
コマーシャル・ペーパーの増減額（は減少）	16,900	5,800
長期借入れによる収入	15,800	54,150
長期借入金の返済による支出	22,963	24,510
社債の発行による収入	200	-
社債の償還による支出	6,000	400
利息の支払額	378	339
少数株主からの払込みによる収入	41	-
配当金の支払額	1,236	2,501
少数株主への配当金の支払額	292	-
その他	102	436
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>48,243</b>	<b>69,951</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	81	532
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	41,858	80,933
現金及び現金同等物の期首残高	103,618	100,736
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	8	3
現金及び現金同等物の四半期末残高	145,485	181,673

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日至平成23年3月31日)	
1 連結の範囲に関する事項の変更	
(1) 連結の範囲の変更	
新たに連結子会社となった会社	1社
(事業開始による)	
Rakuten Travel USA, Inc.	
(2) 変更後の連結子会社の数	
55社	
2 持分法の適用に関する事項の変更	
(1) 持分法適用関連会社の変更	
持分法適用関連会社から除外された会社	1社
(会社清算による)	
イーマネー・マーケティング・ユナイテッド有限責任事業組合	
(2) 変更後の持分法適用関連会社の数	
8社	
3 会計処理基準に関する事項の変更	
(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用	
当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。	
なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。	
(2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用	
当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。	
なお、これによる営業利益及び経常利益に与える影響は軽微であります。また、「資産除去債務に関する会計基準」等の適用に伴う影響額として特別損失のその他に382百万円を計上しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,384百万円であります。	
(3) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法の変更	
従来、当社及び一部の連結子会社において、平成10年4月1日以降取得の建物(附属設備を除く)を除く有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、定率法を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より、定額法に変更しております。この変更は、最近の加速する海外展開に伴い有形固定資産の使用状況を見直した結果、当社グループの有形固定資産については、経済的便益に関する消費のパターンにより合致した方法は定額法であると考えられるため実施したものであります。	
なお、これにより、従来の方と比べて、減価償却費は232百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ232百万円増加しております。	

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間  
(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

(四半期連結貸借対照表関係)

前第1四半期連結会計期間において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「証券業における有価証券担保借入金」については、金額的重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間では区分掲記しております。なお、前第1四半期連結会計期間の「証券業における有価証券担保借入金」は19,938百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間において、特別損失にて表示しておりました「減損損失」については、金額的重要性が乏しいため、当第1四半期連結累計期間では特別損失の「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間の「減損損失」は10百万円であります。

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当第1四半期連結累計期間では「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローにて表示しておりました「銀行業における有価証券売却損益(は益)」については、表示科目の見直しを行い、当第1四半期連結累計期間では「その他の損益(は益)」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間の「銀行業における有価証券売却損益(は益)」は781百万円であります。

前第1四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローにて表示しておりました「未払金及び未払費用の増減額(は減少)」及び「前受金の増減額(は減少)」については、表示科目の見直しを行い、当第1四半期連結累計期間では「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間の「未払金及び未払費用の増減額(は減少)」は5,839百万円、「前受金の増減額(は減少)」は2,049百万円であります。

前第1四半期連結累計期間において、財務活動によるキャッシュ・フローにて表示しておりました「少数株主への配当金の支払額」については、表示科目の見直しを行い、当第1四半期連結累計期間では「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間の「少数株主への配当金の支払額」は282百万円であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 31,572百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 31,091百万円
2 信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金 一部の連結子会社にて返済金の計算、請求及び回収事務等を行わない信用保証について、信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金から除いて計上しております。当該信用保証残高の状況は次のとおりです。	2 信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金 一部の連結子会社にて返済金の計算、請求及び回収事務等を行わない信用保証について、信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金から除いて計上しております。当該信用保証残高の状況は次のとおりです。
信用保証 25,182百万円	信用保証 26,019百万円
債務保証損失引当金 57百万円	債務保証損失引当金 57百万円
差引 25,125百万円	差引 25,962百万円
3 銀行業における有価証券の内訳は次のとおりです。	3 銀行業における有価証券の内訳は次のとおりです。
買入金銭債権 184,086百万円	買入金銭債権 186,366百万円
有価証券 342,192百万円	有価証券 348,721百万円
4 流動負債の「その他」の中に、投資有価証券の買取請求に伴う一部弁済による入金額48,875百万円が含まれております。	4 流動負債の「その他」の中に、投資有価証券の買取請求に伴う一部弁済による入金額48,875百万円が含まれております。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)																																								
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ポイント費用</td> <td style="text-align: right;">2,648百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費及び販売促進費</td> <td style="text-align: right;">6,170百万円</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">9,922百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,929百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">3,450百万円</td> </tr> <tr> <td>通信費及び保守費</td> <td style="text-align: right;">3,539百万円</td> </tr> <tr> <td>委託費及び外注費</td> <td style="text-align: right;">5,766百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">3,795百万円</td> </tr> </table> <p>_____</p> <p>_____</p>	ポイント費用	2,648百万円	広告宣伝費及び販売促進費	6,170百万円	人件費	9,922百万円	賞与引当金繰入額	1,929百万円	減価償却費	3,450百万円	通信費及び保守費	3,539百万円	委託費及び外注費	5,766百万円	貸倒引当金繰入額	3,795百万円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ポイント費用</td> <td style="text-align: right;">3,204百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費及び販売促進費</td> <td style="text-align: right;">7,481百万円</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">11,618百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,875百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">3,814百万円</td> </tr> <tr> <td>通信費及び保守費</td> <td style="text-align: right;">3,721百万円</td> </tr> <tr> <td>委託費及び外注費</td> <td style="text-align: right;">6,014百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5,034百万円</td> </tr> </table> <p>2 東日本大震災の影響による損失を災害による損失として計上しております。内訳は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸倒損失等</td> <td style="text-align: right;">825百万円</td> </tr> <tr> <td>修繕関連費用</td> <td style="text-align: right;">205百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">230百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,260百万円</td> </tr> </table> <p>3 東日本大震災後の相場急変に伴う顧客の決済金不足に関する多額の立替金に対して発生した貸倒損失及び貸倒引当金繰入額であります。</p>	ポイント費用	3,204百万円	広告宣伝費及び販売促進費	7,481百万円	人件費	11,618百万円	賞与引当金繰入額	1,875百万円	減価償却費	3,814百万円	通信費及び保守費	3,721百万円	委託費及び外注費	6,014百万円	貸倒引当金繰入額	5,034百万円	貸倒損失等	825百万円	修繕関連費用	205百万円	その他	230百万円	計	1,260百万円
ポイント費用	2,648百万円																																								
広告宣伝費及び販売促進費	6,170百万円																																								
人件費	9,922百万円																																								
賞与引当金繰入額	1,929百万円																																								
減価償却費	3,450百万円																																								
通信費及び保守費	3,539百万円																																								
委託費及び外注費	5,766百万円																																								
貸倒引当金繰入額	3,795百万円																																								
ポイント費用	3,204百万円																																								
広告宣伝費及び販売促進費	7,481百万円																																								
人件費	11,618百万円																																								
賞与引当金繰入額	1,875百万円																																								
減価償却費	3,814百万円																																								
通信費及び保守費	3,721百万円																																								
委託費及び外注費	6,014百万円																																								
貸倒引当金繰入額	5,034百万円																																								
貸倒損失等	825百万円																																								
修繕関連費用	205百万円																																								
その他	230百万円																																								
計	1,260百万円																																								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
121,898百万円	98,473百万円
有価証券勘定	有価証券勘定
34,577百万円	96,600百万円
計	計
156,475百万円	195,074百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	預入期間が3ヶ月を超える定期預金
8,952百万円	8,082百万円
外国他店預け	外国他店預け
941百万円	3,507百万円
拘束性預金	拘束性預金
1,026百万円	1,210百万円
償還期間が3ヶ月を超える債券等	償還期間が3ヶ月を超える信託
69百万円	600百万円
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
145,485百万円	181,673百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式 (株)	13,186,799

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式 (株)	60,079

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高等  
 ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる 株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	1,022

(注) 上記のうち、平成20年ストック・オプション及び平成21年ストック・オプションについては、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年2月15日 取締役会決議	普通株式	利益剰余金	2,624	200	平成22年12月31日	平成23年3月31日

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

(単位:百万円)

	EC事業	クレジット カード事業	電子マネー 事業	銀行事業	ポータル・ メディア事業	トラベル事業	証券事業
売上高							
(1)外部顧客に 対する売上高	31,455	14,915	1,161	8,288	5,487	5,006	5,964
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	519	706	5	481	1,723	141	36
計	31,974	15,622	1,166	8,770	7,210	5,148	6,000
営業利益又は 営業損失( )	8,844	86	191	540	760	2,070	1,204

	プロスポーツ 事業	通信事業	計	消去又は 全社	連結
売上高					
(1)外部顧客に 対する売上高	883	6,029	79,192	-	79,192
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	120	26	3,761	(3,761)	-
計	1,003	6,056	82,954	(3,761)	79,192
営業利益又は 営業損失( )	1,199	530	12,646	340	12,986

(注) 1 事業区分の方法

事業は、サービスの内容及び属性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する主要なサービス等

事業区分	主要なサービス等
EC事業	インターネット・ショッピング・モール(『楽天市場』)の運営 個人向けオークション・サイト(『楽天オークション』)の運営 EC(エレクトロニック・コマース=電子商取引)に関するコンサルティング インターネット上の書籍等販売サイト(『楽天ブックス』)の運営 デジタルコンテンツ提供サイト(『楽天ダウンロード』)の運営及びデジタルコ ン텐츠提供システムの開発 インターネット上のゴルフ場予約サイト(『楽天GORA』)の運営 オンラインDVD・CDレンタル事業 パフォーマンス・マーケティング・サービスの提供 インターネット・ショッピング・モールの店舗への物流代行サービスの提供 企業向けサービス取引市場(『楽天ビジネス』)の運営
クレジットカード事業	クレジットカード(『楽天カード』等)の発行及び関連各種サービス
電子マネー事業	プリペイド型電子マネー『Edy』事業の企画・運営
銀行事業	インターネットバンキングサービスの運営 個人向けカードローンに係る保証・管理業務の運営
ポータル・メディア事業	検索機能等を備えたポータルサイト(『Infoseek』)の運営 インターネット広告事業 総合インターネット・マーケティング事業 結婚情報サービス(『オーネット』)の運営 動画コンテンツ配信事業(『Show Time』)の運営
トラベル事業	インターネット上の宿泊予約、総合旅行サイト(『楽天トラベル』)の運営
証券事業	オンライン証券取引サービスの運営
プロスポーツ事業	プロ野球球団『東北楽天ゴールデンイーグルス』の運営 『東北楽天ゴールデンイーグルス』関連商品の企画・販売
通信事業	中継電話サービス、IP加入電話サービス等の提供

### 3 事業区分の変更

当第1四半期連結会計期間におけるビットワレット(株)の連結子会社化に伴い、電子マネー事業セグメントを新設しております。

なお、新設した電子マネー事業セグメントの当第1四半期連結累計期間における外部顧客に対する売上高は1,161百万円、営業損失は191百万円、資産は30,448百万円であります。

#### 【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

全セグメントの売上高の合計額に占める「日本」の割合が90%を超えているため、記載を省略しております。

#### 【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループは、インターネットサービスと、インターネット金融サービスという2つの事業を基軸とした総合インターネットサービス企業であることから、「インターネットサービス」、「インターネット金融」及び「その他」の3つを報告セグメントとしております。

これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種EC（電子商取引）サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト等の運営や、これらのサイトにおける広告、コンテンツ等の販売等を行う事業により構成されております。

「インターネット金融」セグメントは、インターネットを介した銀行及び証券サービス、クレジットカード関連サービス、電子マネーサービスの提供等を行う事業により構成されております。

「その他」セグメントは、IP電話サービスの提供、プロ野球球団の運営等を行う事業により構成されております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	インターネッ トサービス	インターネッ ト金融	その他	計		
売上高	48,435	36,042	7,342	91,820	4,899	86,921
セグメント利益又は損失( )	12,654	3,661	517	15,798	1,724	14,074

(注) 1 セグメント利益又は損失( )の調整額 1,724百万円には、主に、各報告セグメントに配分していないのれん償却額 1,881百万円、内部取引消去額300百万円等が含まれております。

2 セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第1四半期連結会計期間において、重要な事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

前連結会計年度の末日に比べて四半期連結貸借対照表計上額に著しい変動が認められるものは以下のとおりです。

(単位:百万円)

科目	四半期連結貸借 対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
現金及び預金	98,473	98,473		(注)1
有価証券				
その他有価証券	96,600	96,600		(注)2

(注)1 現金及び預金の時価の算定方法

主として短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のない預け金についても、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

2 有価証券の時価の算定方法

譲渡性預金及び金銭信託については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

前連結会計年度の末日に比べて四半期連結貸借対照表計上額に著しい変動が認められるものは以下のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
その他	96,600	96,600	0
計	96,600	96,600	0

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	18,581円68銭	1株当たり純資産額	18,160円62銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	520円73銭	1株当たり四半期純利益金額	526円91銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	518円71銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	525円58銭

(注) 1 期中の平均株式数については日割りにより算出しております。

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	6,820	6,914
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	6,820	6,914
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	13,097	13,123
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主な内訳		
関係会社の発行したストック・オプションによる希薄化効果相当額(百万円)	0	-
四半期純利益調整額(百万円)	0	-
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主な内訳		
新株予約権(千株)	49	33
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	当社の新株予約権 会社法第236条、第238条 及び第239条の規定に基 づく新株予約権 平成21年3月27日 定時株主総会 11,989株	_____

## 2 【その他】

### (訴訟等)

当社は、平成21年3月31日に当社が保有する(株)東京放送(現(株)東京放送ホールディングス)の普通株式37,770,700株(当第1四半期連結貸借対照表計上額48,875百万円)の全てにつき、会社法第785条第1項に基づく株式買取請求権を行使いたしました。これに対し、平成21年5月1日に(株)東京放送ホールディングスが、また、平成21年5月14日に当社がそれぞれ東京地方裁判所へ、買取価格決定の申し立てを行いました。当社は、平成21年7月31日に、(株)東京放送ホールディングスから当該株式の代金の一部として40,000百万円の弁済を受領しております。

平成22年3月5日、東京地方裁判所が買取価格を1株当たり1,294円とする旨の決定を行いました。当社は、平成22年3月12日に当該決定に対して、東京高等裁判所に即時抗告を行いました。

当社は、平成22年3月25日に、(株)東京放送ホールディングスより申し出のあった当該株式の代金の一部として8,875百万円(1株当たり1,294円を元に計算される買取代金の額から、既に受領した40,000百万円を控除した額)を受領しております。

平成22年7月7日、当社の即時抗告に対して東京高等裁判所が、東京地方裁判所での決定と同額の1株当たり1,294円を買取価格とする旨の決定を行いました。当社は、当該決定を受け、平成22年7月9日に、最高裁判所に対して特別抗告の申し立てを行うとともに、許可抗告( )にかかる許可の申立を東京高等裁判所に対して行いました。

平成22年8月16日、東京高等裁判所は、当該抗告を許可するとの決定を行いました。これに伴い当社は、平成22年9月9日、最高裁判所への特別抗告を取り下げております。その後、最高裁判所において審理が行われておりましたが、平成23年4月19日に最高裁判所より、当社の抗告を棄却する旨の決定が下されました。

これに伴い、平成23年5月10日、当社は東京地方裁判所及び東京高等裁判所が決定した価格である1株当たり1,294円で(株)東京放送ホールディングスへ同社株を売却いたしました。

許可抗告(民事訴訟法第337条)とは、高等裁判所が、高等裁判所の決定に最高裁判所の判例と相反する判断がある場合その他法令の解釈に関する重要な事項を含むと認める場合に、最高裁判所への抗告を許可するものです。

### (配当)

当社は、平成23年2月15日開催の取締役会において、剰余金の配当を決議しております。

配当金の総額及び1株当たりの金額は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(株主資本等関係)」に記載のとおりであります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 5月14日

楽天株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 杉山正治 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田健一 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている楽天株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、楽天株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 5月13日

楽天株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 杉山正治 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田健一 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている楽天株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、楽天株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。